

政令第七十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五条第二項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「次条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特別賞状又は第一級賞状を授与するときは、当該賞状を授与される防衛大学校等又は自衛隊の部隊若しくは機関に所属し、又は所属していた隊員であつて当該賞状に係る功績に貢献したと認められる者に対して、それぞれ特別部隊功績貢献章又は第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績貢献章」と総称する。）を授与する。

第四条の見出し中「防衛功労章」の下に「又は部隊功績貢献章」を加え、同条中「、賞詞」を「賞詞又は賞状」に、「又は第三級賞詞」を「若しくは第三級賞詞」に改め、「授与された者」の下に「又は特別部隊

功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章を授与された者」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改め、「防衛功
労章」の下に「又は部隊功績貢献章」を加える。

第五条中「防衛功労章」の下に「、部隊功績貢献章」を加える。

別表第七豊平駐屯地の項を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、平成二十七年三月二十六日から施
行する。

理由

特別賞状又は第一級賞状を授与される部隊等に所属する隊員等であつて当該特別賞状又は第一級賞状に係る功績に貢献したものに対して授与する特別部隊功績貢献章及び第一級部隊功績貢献章を新設するとともに、陸上自衛隊豊平駐屯地を廃止する必要があるからである。